

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 9 月30日

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)
リミテッド
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 高 野 裕 之

取締役 ピーター・キャラハン
(Peter Callaghan)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン 2、ハーコート・ロード、 ハーコート・
センター、ブロック 5
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治
同 中 野 恵 太

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ダイワ外貨MMF
(Daiwa Gaika MMF)

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額】

USドル・ポートフォリオ

100億アメリカ合衆国ドル(約 1 兆4,939億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2025年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 米ドル = 149.39円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2025年6月30日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を下表のとおり新たな情報により追加・更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2 【訂正の内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報	(3) ファンドの仕組み			
第1 ファンドの状況	管理会社の概要	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 ファンドの性格	(ハ)資本金の額			
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(2) 投資資産			
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新 / 追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
1 財務諸表				
第三部 特別情報				
第1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 管理会社の概況				
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

(「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。)

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ダイワ外貨MMF(以下「ファンド」という。)の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別及び地域別の投資状況

USドル・ポートフォリオ

(2025年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	481,615,010.53	18.20
	国際機関	382,081,133.39	14.44
	フランス	307,883,286.44	11.64
	スウェーデン	159,431,882.33	6.02
	イギリス	124,414,798.29	4.70
	オーストリア	124,373,152.82	4.70
	オランダ	99,294,556.06	3.75
	オーストラリア	79,761,364.19	3.01
	ニュージーランド	79,700,098.21	3.01
	ルクセンブルグ	64,589,659.62	2.44
	フィンランド	54,830,826.60	2.07
	カナダ	29,675,604.65	1.12
定期預金	アメリカ合衆国	657,161,394.75	24.83
現金およびその他の資産 (負債控除後)		1,364,257.40	0.05
合計(純資産総額)		2,646,177,025.28 (約395,312百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2025年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=149.39円)による。以下同じ。

(注3) ファンドは、アイルランド法に基づいて設定されているが、ファンド証券は、米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。

投資資産

()投資有価証券の主要銘柄

USドル・ポートフォリオ

(2025年7月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	ACOSS (AGENCE CENTRAL) 4.28YLD CP 06AUG25	コマーシャル・ ペーパー	フランス	-	2025年8月6日	80,000,000	1.00	79,933,508.64	1.00	79,952,506.18	3.02
2	SNCF SA 4.34YLD CP 01OCT25	コマーシャル・ ペーパー	フランス	-	2025年10月1日	60,000,000	0.99	59,342,208.12	0.99	59,563,855.33	2.25
3	NRW BANK 4.36YLD CP 11SEP25	コマーシャル・ ペーパー	ドイツ	-	2025年9月11日	50,000,000	0.99	49,449,027.95	1.00	49,754,458.28	1.88
4	CITY OF GOTHENBURG 4.40YLD CP 24SEP25	コマーシャル・ ペーパー	スウェーデン	-	2025年9月24日	50,000,000	0.99	49,438,054.10	0.99	49,673,708.87	1.88
5	NEW ZEALAND GOVERNMENT 4.40YLD CP 16SEP25	コマーシャル・ ペーパー	ニュージーランド	-	2025年9月16日	45,000,000	0.99	44,333,519.40	0.99	44,750,746.98	1.69
6	ERSTE ABWICKLUNGSANST 4.39YLD CP 18SEP25	コマーシャル・ ペーパー	ドイツ	-	2025年9月18日	45,000,000	0.99	44,500,751.01	0.99	44,739,522.29	1.69
7	KFW 4.41YLD CP 19SEP25	コマーシャル・ ペーパー	ドイツ	-	2025年9月19日	45,000,000	0.99	44,331,281.10	0.99	44,733,599.86	1.69
8	EUROFIMA 4.40YLD CP 21AUG25	コマーシャル・ ペーパー	国際機関	-	2025年8月21日	40,000,000	0.99	39,555,223.48	1.00	39,903,309.64	1.51
9	EUROFIMA 4.37YLD CP 26AUG25	コマーシャル・ ペーパー	国際機関	-	2025年8月26日	40,000,000	0.99	39,696,421.60	1.00	39,879,532.20	1.51
10	SNCF SA 4.40YLD CP 12SEP25	コマーシャル・ ペーパー	フランス	-	2025年9月12日	40,000,000	0.99	39,574,642.96	0.99	39,796,988.56	1.50
11	IDA 4.35YLD CP 16OCT25	コマーシャル・ ペーパー	国際機関	-	2025年10月16日	40,000,000	0.99	39,560,222.20	0.99	39,636,705.24	1.50
12	CAISSE DES DEPOS ET C 4.39YLD CP 20OCT25	コマーシャル・ ペーパー	フランス	-	2025年10月20日	40,000,000	0.99	39,404,165.24	0.99	39,615,590.52	1.50
13	NRW BANK 4.41YLD CP 23OCT25	コマーシャル・ ペーパー	ドイツ	-	2025年10月23日	40,000,000	0.99	39,411,002.56	0.99	39,599,288.71	1.50
14	COUNCIL OF EUROPE 4.35YLD CP 25NOV25	コマーシャル・ ペーパー	国際機関	-	2025年11月25日	40,000,000	0.99	39,417,067.71	0.99	39,446,869.07	1.49
15	BANQUE ET CAISSE EPAR 4.33YLD CP 07AUG25	コマーシャル・ ペーパー	ルクセンブルグ	-	2025年8月7日	35,000,000	0.99	34,616,506.79	1.00	34,974,989.19	1.32
16	ERSTE ABWICKLUNGSANST 4.37YLD CP 08AUG25	コマーシャル・ ペーパー	ドイツ	-	2025年8月8日	35,000,000	0.99	34,613,007.35	1.00	34,970,554.75	1.32
17	NEW ZEALAND GOVERNMENT 4.39YLD CP 13AUG25	コマーシャル・ ペーパー	ニュージーランド	-	2025年8月13日	35,000,000	0.99	34,611,695.23	1.00	34,949,351.23	1.32
18	BK NEDERLANDSE GEMEEN 4.38YLD CP 19AUG25	コマーシャル・ ペーパー	オランダ	-	2025年8月19日	35,000,000	0.99	34,612,569.99	1.00	34,924,198.79	1.32
19	ERSTE ABWICKLUNGSANST 4.40YLD CP 03SEP25	コマーシャル・ ペーパー	ドイツ	-	2025年9月3日	35,000,000	0.99	34,610,820.55	1.00	34,860,402.94	1.32
20	L-BANK BW FOERDERBANK 4.38YLD CP 04SEP25	コマーシャル・ ペーパー	ドイツ	-	2025年9月4日	35,000,000	0.99	34,612,569.99	1.00	34,856,819.59	1.32
21	EUROPEAN INV. BANK 4.37YLD CP 16SEP25	コマーシャル・ ペーパー	国際機関	-	2025年9月16日	35,000,000	0.99	34,613,882.13	0.99	34,806,940.91	1.32
22	BANK OF ENGLAND 4.37YLD CP 24SEP25	コマーシャル・ ペーパー	イギリス	-	2025年9月24日	35,000,000	0.99	34,609,289.96	0.99	34,773,135.98	1.31
23	AUSTRIA REPUBLIC OF 4.33YLD CP 07OCT25	コマーシャル・ ペーパー	オーストリア	-	2025年10月7日	35,000,000	0.99	34,616,944.28	0.99	34,721,035.53	1.31
24	BK NEDERLANDSE GEMEEN 4.34YLD CP 14OCT25	コマーシャル・ ペーパー	オランダ	-	2025年10月14日	35,000,000	0.99	34,616,069.32	0.99	34,691,186.20	1.31
25	IDA 4.38YLD CP 21OCT25	コマーシャル・ ペーパー	国際機関	-	2025年10月21日	35,000,000	0.99	34,595,919.64	0.99	34,659,057.19	1.31
26	CAISSE DES DEPOS ET C 4.38YLD CP 22OCT25	コマーシャル・ ペーパー	フランス	-	2025年10月22日	35,000,000	0.99	34,612,569.99	0.99	34,654,681.99	1.31
27	AUSTRIA REPUBLIC OF 4.32YLD CP 05AUG25	コマーシャル・ ペーパー	オーストリア	-	2025年8月5日	30,000,000	0.99	29,661,854.85	1.00	29,985,762.07	1.13
28	BANK OF ENGLAND 4.25YLD CP 08AUG25	コマーシャル・ ペーパー	イギリス	-	2025年8月8日	30,000,000	0.99	29,574,051.51	1.00	29,975,560.21	1.13
29	SWEDEN KINGDOM OF 4.41YLD CP 14AUG25	コマーシャル・ ペーパー	スウェーデン	-	2025年8月14日	30,000,000	0.99	29,666,042.76	1.00	29,952,810.39	1.13
30	SWEDEN KINGDOM OF 4.42YLD CP 22AUG25	コマーシャル・ ペーパー	スウェーデン	-	2025年8月22日	30,000,000	0.99	29,665,293.09	1.00	29,923,599.61	1.13

() 投資不動産物件

該当事項なし(2025年7月末日現在)。

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2025年7月末日現在)。

(2) 運用実績

純資産の推移

2025年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

USドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2024年8月末日	2,502,926	373,912	0.01	1
9月末日	2,539,613	379,393	0.01	1
10月末日	2,563,149	382,909	0.01	1
11月末日	2,673,819	399,442	0.01	1
12月末日	2,600,889	388,547	0.01	1
2025年1月末日	2,561,280	382,630	0.01	1
2月末日	2,478,955	370,331	0.01	1
3月末日	2,481,970	370,781	0.01	1
4月末日	2,566,535	383,415	0.01	1
5月末日	2,567,143	383,505	0.01	1
6月末日	2,617,937	391,094	0.01	1
7月末日	2,646,177	395,312	0.01	1

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移



(注) 7日間平均年換算利回りとは、課税前の7日間平均利回りを年率換算したものである。

分配の推移

ファンド証券の1口当たり純資産価格が1米セント(ポートフォリオの基準価格)となるような額の分配が日々、行われている。分配は各暦月の最終取引日の直前の取引日(分配再投資日)に宣言され、発生済未払いのすべての分配金は税金を控除後、自動的に再投資されている。下記は2025年7月までの1年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金の額(10,000口当たりの累計額)を表示した。

月次分配金(10,000口当たり)

最終営業日	USドル・ポートフォリオ (米ドル)
2024年8月30日	0.38187
2024年9月30日	0.38561
2024年10月31日	0.36599
2024年11月29日	0.32559
2024年12月30日	0.33214
2025年1月31日	0.33251
2025年2月28日	0.28630
2025年3月31日	0.31235
2025年4月30日	0.30041
2025年5月30日	0.29995
2025年6月30日	0.31081
2025年7月31日	0.31102

以下は上記保有期間における平均利回りを示したものである。

最終営業日	USドル・ポートフォリオ (%)
2024年 8 月30日	4.64606
2024年 9 月30日	4.54022
2024年10月31日	4.30921
2024年11月29日	4.09791
2024年12月30日	3.91065
2025年 1 月31日	3.79268
2025年 2 月28日	3.73211
2025年 3 月31日	3.67764
2025年 4 月30日	3.65497
2025年 5 月30日	3.64937
2025年 6 月30日	3.65951
2025年 7 月31日	3.66198

2025年 7 月末日までの 1 年間ににおける上記月次分配金(10,000口当たり)の合計額は、以下のとおりである。

2024年 8 月～2025年 7 月	USドル・ポートフォリオ (米ドル)
	3.94455

収益率の推移

2025年7月末日までの1年間における収益率は、以下のとおりである。

2024年8月～2025年7月	収益率(%) ^(注)
	USドル・ポートフォリオ
	3.94455

(注) ポートフォリオは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率(10,000口当たり)は、2025年7月末日までの1年間における月次分配金の累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2025年7月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配前の額)

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2025年7月末日前1年間の販売および買戻しの実績ならびに2025年7月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

USドル・ポートフォリオ

販売口数	買戻口数	発行済口数
265,211,510,750 (265,211,510,750)	249,933,856,857 (249,933,856,857)	264,442,317,008 (264,442,317,008)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[前へ](#)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. ダイワ外貨MMFの日本語の中間財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ダイワ外貨MMFの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ダイワ外貨MMFの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、以下の2025年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。

$$1 \text{ 米ドル} = 149.39 \text{ 円}$$

なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ
 財政状態計算書
 2025年6月30日現在

		2025年 6 月30日		2024年12月31日	
	注記	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
定期預金を含む現預金	5	593,192,898	88,617,087	593,014,178	88,590,388
未収債権	6	8,987,828	1,342,692	33,032,865	4,934,780
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,3,4	2,037,955,324	304,450,146	1,994,174,959	297,909,797
資産合計		2,640,136,050	394,409,925	2,620,222,002	391,434,965
資本					
資本金		2,617,936,788	391,093,577	2,600,889,462	388,546,877
資本合計		2,617,936,788	391,093,577	2,600,889,462	388,546,877
負債					
未払債務	7	22,199,262	3,316,348	19,332,540	2,888,088
負債合計		22,199,262	3,316,348	19,332,540	2,888,088
資本および負債合計		2,640,136,050	394,409,925	2,620,222,002	391,434,965

添付の注記は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF

USドル・ポートフォリオ

包括利益計算書

2025年6月30日に終了した 6 か月間

		2025年 6 月30日		2024年 6 月30日	
	注記	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2	54,149,871	8,089,449	63,531,739	9,491,006
収益合計		54,149,871	8,089,449	63,531,739	9,491,006
費用					
投資運用報酬	9	1,306,477	195,175	1,271,169	189,900
管理事務報酬	9	398,967	59,602	381,303	56,963
管理報酬	9	227,104	33,927	-	-
副保管報酬	9	428,849	64,066	410,889	61,383
受託会社報酬	9	214,828	32,093	205,327	30,674
販売会社報酬および 代行協会員報酬	9	6,314,510	943,325	5,964,505	891,037
監査報酬		14,833	2,216	13,930	2,081
その他の報酬および費用		(38,463)	(5,746)	29,781	4,449
費用合計		8,867,105	1,324,657	8,276,904	1,236,487
当期包括利益合計		45,282,766	6,764,792	55,254,835	8,254,520

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF

USドル・ポートフォリオ

資本変動計算書

2025年6月30日に終了した6か月間

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	資本合計
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
2025年1月1日現在	2,600,889,462	-	-	2,600,889,462
当期包括利益合計	-	-	45,282,766	45,282,766
分配金	-	-	(45,282,766)	(45,282,766)
受益証券の発行	1,317,397,133	-	-	1,317,397,133
受益証券の買戻	(1,300,349,807)	-	-	(1,300,349,807)
2025年6月30日現在	2,617,936,788	-	-	2,617,936,788
2024年1月1日現在	2,396,909,612	-	-	2,396,909,612
当期包括利益合計	-	-	55,254,835	55,254,835
分配金	-	-	(55,254,835)	(55,254,835)
受益証券の発行	1,101,412,208	-	-	1,101,412,208
受益証券の買戻	(1,076,005,804)	-	-	(1,076,005,804)
2024年6月30日現在	2,422,316,016	-	-	2,422,316,016

添付の注記は、当財務書類の一部である。

[前へ](#)[次へ](#)

ダイワ外貨MMF

財務書類に対する注記

2025年6月30日

1. 一般的情報

ダイワ外貨MMFは、1996年7月5日付の信託証書（1996年7月17日付の第一補足信託証書で改正済、2019年1月21日付で改正および改訂済）により、アイルランドに所在するユニット・トラストとして設定された。2006年6月23日付で、ダイワ外貨MMFの存続期限は無期限に延長された。ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法の下でその規定に従って設定されたアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、2015年6月18日付で、個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドとしてアイルランド中央銀行（「中央銀行」）により認可された。ダイワ外貨MMFに対するEU MMF規制（「MMFR」）の効力が2019年1月21日付で発生した。これに伴い、サブ・ファンドは、中央銀行により、2019年1月21日付で公債コンスタントNAV MMFに認可された。ダイワ外貨MMFは、2019年1月21日付で個人投資家向けオルタナティブ投資ファンド公債コンスタントNAV MMFとして中央銀行により認可された。新目論見書は、2024年9月30日付で中央銀行により認可された。

欧州連合（「EU」）におけるタクソノミー規則の導入を反映するための2021年3月8日付のダイワ外貨MMFの英文目論見書の補遺が中央銀行に提出された。タクソノミー規則の目的上、本金融商品の投資対象は環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮するものではないことに注意すべきである。

2022年12月23日付で英文目論見書の第二補遺が発行され、投資運用会社は、金融サービスセクターにおける持続可能性関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2019/2088（「SFDR」）第7条に規定される金融商品レベルでのポートフォリオの持続可能性要因に関する投資判断の主たる悪影響を考慮していないことを明確にした。

ダイワ外貨MMFはアンブレラ型ファンドであり、複数の資産ポートフォリオを構成することができる。各ポートフォリオにおいて、当該ポートフォリオ資産における一つの不可分の持分を表章する受益証券が発行される。ダイワ外貨MMFおよび各ポートフォリオは、特定の受益証券に帰属し異なる特性を有する「クラス」に分割されることがある。現在発行されている唯一のポートフォリオは、USドル・ポートフォリオ（以下「サブ・ファンド」という。）である。本財務書類は、サブ・ファンドのみに関するものである。

ダイワ外貨MMFのオルタナティブ投資ファンド運用会社は、エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「管理会社」）である。

サブ・ファンドの主要な活動は、信託証書に列挙される公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

2. 会計方針

サブ・ファンドが採用している会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

ダイワ外貨MMFの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融商品の再評価額を計上して修正される取得原価主義に従い、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行（財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」（「FRS102」）および財務報告基準第104号「中間財務報告」（「FRS104」）を含む英国財務報告評議会が発行した会計基準およびアイルランドの法律）に従って適正に作成されている。財務書類は継続企業を前提として作成されている。

FRS102およびFRS104に準拠した財務書類の作成は、経営者が、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを要求している。

見積りおよび関連する仮定は、状況において適切と考えられる過去の経験およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、その他の情報源からは容易に明らかにならない資産および負債の帳簿価額に関する判断を下す基礎を形成する。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、修正が当該事業年度だけに影響を与える場合は、見積りが修正される事業年度においてまとめられ、修正が当事業年度および将来事業年度に影響を与える場合は、修正事業年度および将来事業年度においてまとめられる。

投資有価証券

当カテゴリーは、取引用に保有される金融資産および負債と、当初に経営陣により損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産および負債の2つのサブ・カテゴリーに分けられる。

サブ・ファンドは、損益を通じて公正価値で測定する金融資産として債務証券への投資を分類する。投資有価証券は、公正価値の最良推定値として償却原価技法を用いた公正価額（つまりプレミアムの償却またはディスカウントの付加を調整した取得価額）で評価される、短期債務証券から構成される。投資有価証券が公正価値で表示されることを確保するため、管理会社は継続して評価の償却原価法を査定する。

現金およびその他の流動資産は、額面価額に（適用ある場合）当該日の終了時までのクーポン未収利息を付して評価される。

FRS102の公正価値の測定に基づいて、ダイワ外貨MMFは、国際会計基準第39号の金融商品の認識および測定に関する規定を採用する。

認識／認識取消

投資有価証券の通常の購入および売却は、取引日（ダイワ外貨MMFが投資有価証券の購入または売却を行う日）に認識される。投資有価証券からキャッシュ・フローを受け取る権利が終了した時、またはダイワ外貨MMFが所有権のリスクおよび利益を実質上すべて譲渡した時に、投資有価証券の認識が取り消される。

外貨

資産および負債は、サブ・ファンドが運用する、主要な経済環境の通貨（機能通貨）である米ドル（「USD」）を用いて計算される。外貨建ての資産および負債は、期／年度末日の為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上される非貨幣性の外貨建て資産および負債は、公正価値が測定される日に基準通貨に転換される。取引活動から生じる外貨損益は、当期の包括利益計算書に計上される。

外貨換算

サブ・ファンドは、日本の受益者から、米ドル建ての受益証券の買付けおよび買戻しを受理する。サブ・ファンドの運用実績は、米ドルで測定され受益者に報告される。管理会社は、当該通貨がサブ・ファンドの対象取引、事象および状況の経済的影響を最も忠実に表示する通貨と考えている。本財務書類は、サブ・ファンドの機能通貨および表示通貨である、米ドルで表示される。

収益

受取利息は、実効利回り基準で会計処理される。有価証券に係るディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の期間にわたり実効利回り基準で償却され取得される。これらは、包括利益計算書に「損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」として表示される。

費用

費用は、発生基準で会計処理される。

参加受益証券

サブ・ファンドは、受益者の選択により買戻可能であり、FRS102セクション22に従って資本として分類される受益証券を発行する。受益証券1口当たりの純資産価格は、分配宣言により0.01米ドルで維持される。

受益証券の条項または条件が、FRS102セクション22の厳格な基準に適合しなくなった場合、当該受益証券は、当該証券が基準を満たさなくなった日から金融負債に再分類される。金融負債は、再分類された日の当該証券の公正価値で測定される。再分類された日における資本性金融資産の帳簿価額と負債の公正価値との差額は、資本に認識される。

受益証券は、サブ・ファンドの純資産額の比例的部分に相当する現金によりいつでもサブ・ファンドに入れ戻すことができる。受益者がサブ・ファンドに受益証券を戻す旨の権利行使を表明した場合、受益証券は、期／年度末日現在の買戻金額で計上される。

分配方針

管理会社は、各取引日にサブ・ファンドに関して分配を宣言する。サブ・ファンドから分配される1口当たりの金額は、サブ・ファンドの通貨の100分の1の単位に各取引日のそれぞれの1口当たり純資産価格を維持するために要求される金額に相当する。

キャッシュ・フロー計算書

ダイワ外貨MMFは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS102セクション7.1に従うオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

3. 金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・ 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- ・ （価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含む（レベル2）、および
- ・ 観測可能な市場データに基づかない資産または負債に関するインプット（観測できないインプット）（レベル3）。

	2025年6月30日 米ドル	2024年12月31日 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
債務証券	2,034,848,658	1,990,232,228
クーポン未収利息	3,106,666	3,942,731
	<u>2,037,955,324</u>	<u>1,994,174,959</u>

サブ・ファンドが保有する全証券は、レベル2に分類される。2025年6月30日に終了した6か月間および2024年12月31日に終了した年度に、レベル間での重要な資産譲渡はなかった。

公正価値で測定されない金融資産および金融負債

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および金融負債は、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および金融負債である。定期預金を含む現預金は、公正価値ヒエラルキ - のレベル1に分類され、損益を通じて公正価値で測定されないその他のすべての金融資産および負債は、レベル2に分類される。

4. 投資有価証券

サブ・ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、以下のように要約される。

市場リスク

市場リスクは、保有金融商品の将来の価格の不確実性から生じる。それは、サブ・ファンドが価格変動に直面した際に保有するマーケット・ポジションを通して被る潜在的損失を表す。市場リスクは、3種類のリスク（すなわち、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスク）から構成されている。

価格リスク

価格リスクは、サブ・ファンドの金融商品の公正価値が金利または為替の動向以外の要因によって引き起こされる市場価格の変動の結果として変動するというリスクである。サブ・ファンドの金融商品は、直接的には価格リスクにさらされていない。

通貨リスク

通貨リスクは、機能通貨以外の通貨のエクスポージャーの不利な値動きによりサブ・ファンドが被る潜在的損失を表す。各クラスの投資有価証券はすべて、当該クラスの機能通貨建てであり、財政状態計算書および包括利益計算書が為替変動の重大な影響を受けることはない。

金利リスク

かかるリスクは、金融商品の公正価値が市場の金利動向に起因して変動するリスクとして定義される。リスクは、公正価値が金利環境の変化によって影響を受ける金融商品に生じる。

以下の表は、期／年度末現在の金利リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーの概要である。契約上の価格改定日または満期日のいずれか早い時期によって分類された、公正価値でのサブ・ファンドの資産および取引負債が含まれている。

2025年6月30日

	1か月未満 米ドル	1～3か月 米ドル	4～6か月 米ドル	無利息 米ドル	合計 米ドル
資産					
定期預金を含む現預金	593,192,898	-	-	-	593,192,898
未収債権	-	-	-	8,987,828	8,987,828
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	748,653,580	1,151,190,690	138,111,054	-	2,037,955,324
資産合計	1,341,846,478	1,151,190,690	138,111,054	8,987,828	2,640,136,050
負債					
未払債務	-	-	-	22,199,262	22,199,262
負債合計	-	-	-	22,199,262	22,199,262
金利感度ギャップ合計	1,341,846,478	1,151,190,690	138,111,054	N/A	N/A

(N/A : 該当なし)

2024年12月31日

	1か月未満 米ドル	1～3か月 米ドル	4～6か月 米ドル	無利息 米ドル	合計 米ドル
資産					
定期預金を含む現預金	593,014,178	-	-	-	593,014,178
未収債権	-	-	-	33,032,865	33,032,865
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	718,042,833	1,040,229,603	235,902,523	-	1,994,174,959
資産合計	1,311,057,011	1,040,229,603	235,902,523	33,032,865	2,620,222,002
負債					
未払債務	-	-	-	19,332,540	19,332,540
負債合計	-	-	-	19,332,540	19,332,540
金利感度ギャップ合計	1,311,057,011	1,040,229,603	235,902,523	N/A	N/A

(N/A : 該当なし)

変動利付投資有価証券に関する受取金利を決定するためのベンチマーク・レートは、サブ・ファンドについてはSOFRに、特定のベースス・ポイント（bps：100分の1%）を加えるか差引いたものに基づいている。

毎週の値洗い評価は、投資運用会社によって行われる。このテストとは別に、投資運用会社は、少なくとも週一回値洗い評価を独自に行う。これには、イールド・カーブの変化に対して働く負荷テストが含まれる（現在投資運用会社は、並列利益曲線の上昇を50および100ベースス・ポイントに設定している。）。

以下の表は、金利がマイナス50ベース・ポイントからプラス100ベース・ポイントの間で変動するユニット価格に影響を及ぼす比率を表示している。

2025年6月30日

	+100bps	+50bps	-25bps	-50bps
USドル・ポートフォリオ	-0.11%	-0.05%	0.03%	0.05%

2024年12月31日

	+100bps	+50bps	-25bps	-50bps
USドル・ポートフォリオ	-0.11%	-0.05%	0.03%	0.05%

流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高い金融市場の混乱時に、サブ・ファンドがその投資の規模を合理的価格で早急に調整できない可能性を表す。サブ・ファンドの資金は容易に換金可能な資産に投資され、オーバーナイトの現金残高として約15%が留保されるが、その数値は資金流出が判明している場合および市場混乱の場合には増加される。投資顧問会社は、大量買戻しの潜在性について情報を入手するために頻繁に販売会社と連絡を取る。市場の混乱時には、資産の現金化はさらに困難になり、これが観察され監視され、必要な場合には、満期が短縮され、オーバーナイト・キャッシュが増加される。

管理会社は、サブ・ファンドに適用される週次の流動性基準値の遵守を確保するための慎重かつ厳格な流動性管理手続を制定し、実施しかつ常時適用するものとする。週次の流動性基準値の遵守を確保するために、1週間満期の資産が、（ ）当該ポートフォリオの純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引日における一日の純買戻し額が10%を超える場合、または、（ ）サブ・ファンドの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF規則に基づき許容される一または複数の措置を適用するかを決定するために、当該サブ・ファンドの受益者の利益に関して適切な措置を決定するための文書化された評価を実施するものとする。

以下の流動性リスクの表は、期/年度末日現在の約定満期日までの残存期間に基づいてグループ分けをしたサブ・ファンドの金融資産の分析である。

	2025年6月30日*	2024年12月31日*
現金	22.57%	22.95%
2 - 7日	8.31%	5.03%
8 - 30日	20.06%	21.06%
31 - 90日	43.80%	41.81%
91 - 180日	5.26%	9.15%

すべての金融負債は、1か月以内に期限到来する。

*流動性バケットの割合は、2025年6月30日に終了した6か月間および2024年12月30日に終了した年度の最終営業日から起算した日数に基づいている。

信用リスク

信用リスクは、取引相手方がサブ・ファンドに対し債務をその条件どおりに履行しなかった場合にサブ・ファンドが負うこととなる損失によって測られる。サブ・ファンドは、取引相手方の信用リスクにさらされ、また決済不履行のリスクも負っている。サブ・ファンドは、十分な経験、知識および信用度を有する有力な取引相手方のみを選別する。上場有価証券の全取引は、承認されたブローカーを介して引渡し時に決済され/支払われる。売却有価証券の引渡しは、ブローカーが支払を受領した時点でのみ行われるので、デフォルト・リスクは非常に少ないと考えられる。買付代金の支払は、ブローカーが有価証券を受領した時点で行われる。オーバーナイト・デポジットに預託される現金はすべて、慎重に選定されたリストの銀行に預けられる。銀行の倒産または破産により、預金に関するサブ・ファンドの権利が妨げられるか制限されることがある。投資運用会社は、S & P グローバル社およびムーディーズ社により報告される、当該銀行の信用格付を監視する。

サブ・ファンドはまた、借り手が契約上の義務を履行しなかったことに起因する信用リスクにさらされている。サブ・ファンドが投資する有価証券やその他の商品の発行者の信用が悪化し、当該有価証券や商品に対する投資金額または当該有価証券や商品に対する支払い金額の一部またはすべてが損失につながらないという保証はない。

受託会社のエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、そのサブ・カストディアン（以下「副保管会社」という。）として三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店を任命している。副保管会社は、期末現在A-（2024年12月31日：A-）のフィッチ社信用格付を得ている三井住友信託銀行株式会社のロンドン支店である。三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、次にグローバル・サブ・カストディアン（以下「グローバル副保管会社」という。）としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「BBH」）を任命している。BBHは、期末現在A+（2024年12月31日：A+）のフィッチ社信用格付を得ている。サブ・ファンドの投資および現金は、キャッシュ・マネジメント・スウィープ（「CMS」）に現金が保管されていた場合を除き、期／年度末現在、グローバル副保管会社に保有されていた。副保管会社またはグローバル副保管会社の倒産または破産により、副保管会社またはグローバル副保管会社に保管されている投資債務証券に関するサブ・ファンドの権利が妨げられるか制限される可能性があった。サブ・ファンドの組入証券は、グローバル副保管会社により別口座で保管された。したがって、グローバル副保管会社が破産または倒産した場合、サブ・ファンドの資産は分別管理された。しかし、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金に関し、グローバル副保管会社、CMS取引相手方または（副保管会社が利用する）預託会社の信用リスクにさらされていた。グローバル副保管会社、CMS取引相手方または（副保管会社が利用する）預託会社が破産または倒産した場合、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金保有高に関し、これらの事業体の一般債権者とみなされる可能性があった。

回収勘定に保有されるオーバーナイトの現金残高は、ポートフォリオに投資される前、または受益証券の買戻しに関連して受益者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となる可能性があった。回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムは、S & Pグローバル社、ムーディーズ社またはフィッチによる「A」以上の信用格付けを有する第三者であるカウンターパーティ（以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティ」という。）において保有される1つまたは複数の共同顧客口座に当該資金を保管することが含まれていた。受益者は、回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果、回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーをとることになる点に留意すべきであった。「回収勘定」とは、（ ）投資者からサブ・ファンドに支払われる申込金の受領、ならびに（ ）受益者への買戻代金および／または分配金の払戻しのために使用された管理会社が運用する勘定をいう。

サブ・ファンドが取引している格付適格証券をすべて記載した投資ユニバースについては、記録がなされ、ムーディーズ社またはS & Pグローバル社による格付の変更を記録するために監視される。

	2025年6月30日	2024年12月31日
Aaa	36.96%	33.77%
Aa1	15.48%	13.62%
Aa2	3.78%	5.98%
Aa3	18.18%	20.99%
A1	25.60%	25.64%

すべての投資有価証券は、購入時に、S & Pグローバル・レーティング社によるA1およびA2ならびにムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるP1およびP2を含む、ひとつの格付け機関による最上位二つの短期格付けカテゴリー（サブ・カテゴリーまたは相対的な順位を示す補整が存在する可能性がある。）のいずれかひとつに分類される。

以下の表は、サブ・ファンドが保有する有価証券の種類別百分率を表している。

	2025年6月30日	2024年12月31日
現金	22.57%	22.95%
コマーシャル・ペーパー	76.97%	76.13%
債券	0.46%	0.92%

2025年6月30日および2024年6月30日に終了した6か月間の投資有価証券取引からの（損）益はすべて包括利益計算書に計上されている。

5. 定期預金を含む現預金

現預金残高は、CMSまたは別の金融機関に現金が保管されている場合を除き、グローバル副保管会社に保有されている。CMSは、第三者取引相手方が保有する一つまたは複数の共同顧客口座に現金を保管することが含まれる。CMSの結果、ポートフォリオはCMS取引相手方に対して取引相手方エクスポージャーを有する。現預金残高および定期預金は、上記の注記4に詳述されている。

サブ・ファンドは、未使用の米ドル建の要求払預金残高および未確定外貨建て要求払預金残高を、承認された金融商品の一つである無制限のオーバーナイト・デポジット商品に投資するためにグローバル副保管会社のキャッシュ・マネジメント・サービスに申込むことを一定の限定された状況下で同意している。資金は、投資家からサブ・ファンドに拠出のため電信為替送金される場合、買戻資金がサブ・ファンドから電信為替送金される場合、または手数料がサブ・ファンドから公認の第三者ベンダーに支払われる場合、一時的に、また短期間のみその口座に保有される。

かかる預金は、預託機関の管轄地域における国内行為および当該通貨の管轄地域における国内行為を服することがあり、凍結、押収もしくは減縮されることも含むが、それらに限定されるものではない。いかなる場合でも、預金が最終的に預託される機関によってかかる商品に係る元利金支払に伴うリスクは、サブ・ファンドの勘定に専ら関するものである。すべての現金は、CMSに現金が保管されている場合を除き、期／年度末現在グローバル副保管会社に保有されていた。

6. 未収債権

	2025年6月30日 米ドル	2024年12月31日 米ドル
ファンド受益証券売却未収金	8,987,828	33,032,865
	8,987,828	33,032,865

7. 未払債務

	2025年6月30日 米ドル	2024年12月31日 米ドル
ファンド受益証券買戻未払金	17,260,696	12,450,348
未払報酬（注9）	4,675,420	4,982,312
未払分配金	263,146	1,899,880
	22,199,262	19,332,540

8. 年度中の受益証券の発行および買戻し

	2025年6月30日 （口数）	2024年12月31日 （口数）
期首発行済受益証券	260,088,939,533	239,690,946,760
発行受益証券	131,739,713,332	247,502,594,945
買戻受益証券	(130,034,982,982)	(227,104,602,172)
期末発行済受益証券	261,793,669,883	260,088,939,533

9. 報酬および費用

2024年6月30日まで、サブ・ファンドは、管理会社および受託会社に対して、合計してサブ・ファンドの純資産額の年率1%を超えない額の報酬を支払った。かかる報酬は日々発生し、各四半期末に後払いされた。管理報酬の中から投資運用会社に支払われた報酬は、日々発生し四半期につき2回支払われた。投資運用会社は、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会および販売会社は、直接当該ポートフォリオの管理事務費用から現金支出費の払戻しを受ける。サブ・ファンドはまた、管理会社に対して一切の管理事務費用の払戻しをした。

2024年7月1日以降、管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに対する運用業務の提供の対価として、純資産価額の年率0.0185%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる報酬を受け取る権利を有する。

2024年7月1日以降、管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに対する管理事務業務の提供の対価として、純資産価額の年率0.0325%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる報酬を受け取る権利を有する。かかる報酬に加え、管理会社は、サブ・ファンドの資産から、管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

2024年6月30日まで、受託会社は、サブ・ファンドからグローバル副保管会社の報酬および立替金を含む支出経費の払戻しを受けた。

2024年7月1日以降、受託会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの資産の受託業務の対価として、純資産価額の年率0.0175%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる受託報酬（適用ある場合、消費税を含む。）を受け取る権利を有する。受託会社は、サブ・ファンドの資産から支払金の返済を受領する権利を有する。

2024年7月1日以降、副保管会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの資産の副保管業務の対価として、純資産価額の年率0.035%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる副保管報酬を受け取る権利を有する。副保管会社は、サブ・ファンドの資産から支払金の返済を受領する権利を有する。また、すべての合理的な立替費用（銀行口座維持手数料および銀行間振込手数料、副保管会社手数料ならびに電話、郵送、クーリエ、ファクシミリおよび印刷に係る経費および費用を含むが、これらに限られない。）がサブ・ファンドから支払われる。

2024年7月1日以降、受託会社、管理会社および副保管会社は、追加業務の要請、英文目論見書もしくは定款の修正、サブ・ファンドのその他のサービス提供者の変更、管理会社／受託会社／副保管会社のインフラの変更を要するサブ・ファンドのその他のサービス提供者のAIFMの変更、管理会社／受託会社／副保管会社の書類もしくは事業の変更を要するサブ・ファンドの構造の変更、またはサブ・ファンドの終了を含むが、これらに限られない状況において、当事者間で合意される追加の報酬を受け取る権利を有する。

2024年6月30日まで、管理会社は、サブ・ファンドから受領した報酬から、投資運用会社、販売会社および代行協会の報酬を支払った。

2024年7月1日以降、投資運用会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに対する投資運用業務の対価として、純資産価額の年率0.15%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる投資運用報酬を受け取る権利を有する。投資運用会社は、サブ・ファンドの管理費用から、自らの合理的な立替費用の払戻しを直接受ける。投資運用会社は、サブ・ファンドから受領した報酬から、投資運用会社に対する投資顧問業務の対価として、投資顧問会社の報酬を支払う。

2024年7月1日以降、日本における販売会社は、サブ・ファンドの資産から、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのサブ・ファンドの管理、購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として、純資産価額の年率0.4000%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる販売報酬を受け取る権利を有する。日本における販売会社は、サブ・ファンドの管理費用から、自らの合理的な立替費用の払戻しを直接受ける。

2024年7月1日以降、日本における代行協会員は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの受益証券の（1口当たりの）純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売取扱会社への交付業務およびこれらに付随する業務の対価として、純資産価額の年率0.1000%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる代行協会員報酬を受け取る権利を有する。日本における代行協会員は、サブ・ファンドの管理費用から、自らの合理的な立替費用の払戻しを直接受ける。

期／年度末現在の未払報酬は、以下のとおりである。

	2025年6月30日	2024年12月31日
	米ドル	米ドル
投資運用報酬	680,665	730,057
管理事務報酬	208,525	224,482
管理報酬	118,699	127,782
副保管報酬	224,566	242,558
受託会社報酬	112,283	120,875
販売会社報酬および代行協会員報酬	3,208,083	3,276,407
監査報酬	10,753	27,423
その他の報酬および費用	111,846	232,728
	4,675,420	4,982,312

10. 利害関係者間取引

通常の取引で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理事務代行会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社および販売会社／代行協会員は、FRS102の下で利害関係者であるとみなされる。当期／年度中に利害関係者に支払われた報酬は、包括利益計算書上に開示されている。期／年度末現在の利害関係者への未払金額は、注記9に開示されている。

中央銀行のAIFルールブックの要件に準拠して、管理会社、受託会社、投資運用会社、または代理人もしくはグループ会社（「関係会社」）によってダイワ外貨MMFと行われる取引はすべて、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適うものでなければならない。管理会社は、上記に示した責務が関係会社とのすべての取引に適用されることが確保されるために（文書化された手順で証明される）取決めが存在し、当期／年度中に締結された関係会社との取引がその責務を遵守していることに満足している。

2025年6月30日に終了した期末のダイワ外貨MMFの取引評価日現在の受益証券に帰属する純資産の20%以上を保有する投資家の数は2名（2024年12月31日：2名）である。この数字には、大和証券株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が含まれている。大和証券株式会社は、日本における販売会社である。

11. 純資産の推移

	2025年6月30日	2024年12月31日	2024年6月30日
USドル・ポートフォリオ			
純資産額（米ドル）	2,617,936,788	2,600,889,462	2,422,316,016
受益証券数（口）	261,793,669,883	260,088,939,533	242,231,587,941
1口当たり純資産価格（米ドル）	0.01	0.01	0.01

12. 税金

現行法および慣行に従って、ダイワ外貨MMFは、1997年租税統合法（改正済）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。ダイワ外貨MMFは、その収益またはキャピタル・ゲインに対してアイルランドの税金を課せられないことがない。しかし、ダイワ外貨MMFに「課税対象事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課せられる。課税対象事由には、受益者への分配金の支払または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくは受益証券の購入から8年経過した時点で受益証券を保有していたために生じるアイルランド税の目的によるみなし処分が含まれる。アイルランド免税投資家（1997年租税統合法（改正済）の第739条Dに概説される。）、またはアイルランド非居住者で課税対象事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者に関しては、課税対象事由についてダイワ外貨MMFに税金は生じない。ただし、それぞれの場合に、1997年租税統合法（改正済）のスケジュール2Bに基づき必要な署名入り法定申告書が、ダイワ外貨MMFによって保持されなければならない。ダイワ外貨MMFが受領するキャピタル・ゲイン、配当金およびクーポン利息には、投資国が徴税する源泉税が課せられることがあり、かかる税金はダイワ外貨MMFまたは受益者に還付されない。

13. ソフト・コミッション協定

サブ・ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

14. 当期中の重要な事象

当期中に、サブ・ファンドに影響を与える重要な事象は発生しなかった。

15. 後発事象

2025年6月30日後2025年8月15日までの間に、サブ・ファンドにおいて352,639,657米ドルの受益証券が発行され、287,312,145米ドルの受益証券が買い戻された。

当期末後から本財務書類が承認された日までに、財務書類上で開示を要求されるその他の事象は発生しなかった。

16. 比較数値

包括利益計算書、資本変動計算書および対応する注記における比較数値は、2024年6月30日に終了した6か月間のものである。財政状態計算書および対応する注記における比較数値は、ダイワ外貨MMFの前会計年度末である2024年12月31日現在のものである。

17. 財務書類の承認

財務書類は、管理会社の取締役会により、2025年8月15日に承認された。

[前へ](#)[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表
 2025年 6 月30日

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
債務証券			
オーストラリア (2024年12月31日：3.34%)			
Export Finance and Insurance Corp 4.40% 18-Aug-25	20,000,000	19,883,507	0.76
Export Finance and Insurance Corp 4.40% 18-Aug-25	29,000,000	28,831,738	1.10
Export Finance and Insurance Corp 4.43% 02-Sep-25	15,000,000	14,885,000	0.57
Export Finance and Insurance Corp 4.40% 11-Sep-25	16,000,000	15,860,614	0.61
		79,460,859	3.04
オーストリア (2024年12月31日：1.92%)			
Republic of Austria 4.32% 05-Aug-25	30,000,000	29,875,420	1.14
Republic of Austria 4.36% 04-Sep-25	30,000,000	29,766,436	1.14
Republic of Austria 4.35% 29-Sep-25	30,000,000	29,677,414	1.13
		89,319,270	3.41
ベルギー (2024年12月31日：1.91%)			
	-	-	-
フィンランド (2024年12月31日：4.59%)			
Municipality Finance Plc 4.36% 26-Aug-25	25,000,000	24,831,749	0.95
Municipality Finance Plc 4.39% 27-Aug-25	30,000,000	29,793,789	1.14
		54,625,538	2.09
フランス (2023年12月31日：13.22%)			
Acoss (Agence Central) 4.32% 02-Jul-25	80,000,000	79,990,415	3.06
Acoss (Agence Central) 4.33% 08-Jul-25	35,000,000	34,970,868	1.34
Caisse Des Depos Et Consignations 4.37% 22-Jul-25	30,000,000	29,924,650	1.14
Caisse Des Depos Et Consignations 4.36% 24-Jul-25	50,000,000	49,862,750	1.90
Caisse Des Depos Et Consignations 4.39% 20-Oct-25	40,000,000	39,466,632	1.51
SNCF SA 4.34% 01-Jul-25	40,000,000	40,000,000	1.53
SNCF SA 4.40% 12-Sep-25	40,000,000	39,647,147	1.51
		313,862,462	11.99
ドイツ (2023年12月31日：17.73%)			
Erste Abwicklungsanst 4.37% 08-Aug-25	35,000,000	34,840,155	1.33
Erste Abwicklungsanst 4.40% 03-Sep-25	35,000,000	34,729,266	1.33
Erste Abwicklungsanst 4.39% 18-Sep-25	45,000,000	44,571,297	1.70
KFW 4.40% 12-Aug-25	25,000,000	24,873,236	0.95
KFW 4.41% 19-Sep-25	45,000,000	44,565,061	1.70
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 4.34% 03-Jul-25	30,000,000	29,992,845	1.15
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 4.33% 07-Jul-25	25,000,000	24,982,154	0.95
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 4.38% 04-Sep-25	35,000,000	34,726,272	1.33
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 4.32% 30-Sep-25	30,000,000	29,675,977	1.13
Landwirtschaft Rentenbank 4.37% 29-Jul-25	30,000,000	29,898,715	1.14
NRW Bank 4.35% 22-Jul-25	30,000,000	29,924,703	1.14
NRW Bank 4.36% 11-Sep-25	50,000,000	49,568,805	1.89
NRW Bank 4.41% 23-Oct-25	40,000,000	39,449,625	1.51
Saxony-Anhalt 4.36% 14-Jul-25	30,000,000	29,953,282	1.15
		481,751,393	18.40
ルクセンブルグ (2024年12月31日：4.94%)			
Banque Et Caisse D ' Epargne de L ' et 4.36% 16-Jul-25	50,000,000	49,910,259	1.91

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
債務証券（続き）			
ルクセンブルグ (2024年12月31日：4.94%)（続き）			
Banque Et Caisse D ' Epargne de L ' et 4.36% 25-Jul-25	35,000,000	34,899,489	1.33
Banque Et Caisse D ' Epargne de L ' et 4.33% 07-Aug-25	35,000,000	34,845,769	1.33
		119,655,517	4.57
オランダ (2024年12月31日：3.04%)			
Bank Nederlandse Gemeenten 4.34% 14-Jul-25	30,000,000	29,953,493	1.15
Bank Nederlandse Gemeenten 4.36% 30-Jul-25	30,000,000	29,895,782	1.14
Bank Nederlandse Gemeenten 4.38% 19-Aug-25	35,000,000	34,793,652	1.33
Nederlandse Waterschapsbank 4.34% 09-Jul-25	50,000,000	49,951,952	1.91
Nederlandse Waterschapsbank 4.36% 28-Jul-25	35,000,000	34,886,926	1.33
		179,481,805	6.86
フィリピン (2024年12月31日：1.92%)			
	-	-	-
ニュージーランド (2024年12月31日：4.60%)			
New Zealand Government 4.39% 13-Aug-25	35,000,000	34,818,510	1.33
New Zealand Government 4.40% 16-Sep-25	40,000,000	44,582,772	1.70
		79,401,282	3.03
国際機関 (2024年12月31日：10.89%)			
Eurofima 4.40% 21-Aug-25	40,000,000	39,753,439	1.52
Eurofima 4.37% 26-Aug-25	40,000,000	39,730,152	1.52
Eurofima 4.39% 04-Sep-25	20,000,000	19,843,231	0.76
European Investment Bank 4.38% 17-Jul-25	30,000,000	29,942,866	1.14
European Investment Bank 4.37% 16-Sep-25	35,000,000	34,676,836	1.32
European Investment Bank 4.38% 16-Oct-25	30,000,000	29,616,587	1.13
European Investment Bank 4.34% 28-Oct-25	30,000,000	29,578,210	1.13
International Bank for Reconstruction and Development 4.36% 29-Jul-25	3,364,000	3,358,976	0.13
International Development Association 4.35% 15-Jul-25	30,000,000	29,949,802	1.14
International Development Association 4.28% 22-Sep-25	25,000,000	24,757,713	0.95
		281,207,812	10.74
スウェーデン (2024年12月31日：3.82%)			
City Of Gothenburg 4.40% 24-Sep-25	50,000,000	49,486,393	1.89
Kommuninvest I Sverige AB 4.36% 02-Jul-25	8,400,000	8,400,082	0.32
Kommuninvest I Sverige AB 4.32% 11-Jul-25	30,000,000	29,964,520	1.14
Kommuninvest I Sverige AB 4.41% 12-Aug-25	25,000,000	24,874,165	0.95
Kingdom of Sweden 4.39% 17-Jul-25	35,000,000	34,932,385	1.34
Kingdom of Sweden 4.41% 14-Aug-25	30,000,000	29,840,281	1.14
Kingdom of Sweden 4.42% 22-Aug-25	30,000,000	29,810,818	1.14
Kingdom of Sweden 4.43% 29-Aug-25	25,000,000	24,820,303	0.95
		232,128,947	8.87
イギリス(2024年12月31日：4.60%)			
Bank Of England 4.25% 08-Aug-25	30,000,000	29,867,327	1.14
Bank Of England 4.35% 09-Sep-25	30,000,000	29,749,040	1.14
Bank Of England 4.37% 24-Sep-25	35,000,000	34,642,899	1.32
Bank Of England 4.38% 24-Sep-25	30,000,000	29,694,507	1.13
		123,953,773	4.73
債務証券		2,034,848,658	77.73
クーポン未収利息 (2024年12月31日：0.15%)		3,106,666	0.12
債務証券合計 (2024年12月31日：76.67%)		2,037,955,324	77.85

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表

2025年 6 月30日

	名目取得高	名目売却高
Acoss (Agence Central) 4.31% 14-Jan-25	100,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.31% 21-Jan-25	100,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.30% 28-Jan-25	100,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.28% 04-Feb-25	100,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.29% 12-Feb-25	100,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.33% 19-Feb-25	90,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.30% 26-Feb-25	85,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.25% 05-Mar-25	80,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.32% 12-Mar-25	80,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.31% 19-Mar-25	80,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.29% 26-Mar-25	80,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.33% 02-Apr-25	80,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.31% 09-Apr-25	80,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.32% 16-Apr-25	80,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.32% 21-May-25	80,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.31% 28-May-25	80,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.29% 11-Jun-25	80,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.31% 18-Jun-25	80,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.31% 25-Jun-25	80,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.32% 02-Jul-25	80,000,000	—

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当期中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当期中における取得有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

注：当期において投資有価証券の売却は行われなかった。すべての投資有価証券は通常の商取引において満期を迎える。

[前へ](#)

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

授權株式資本は、1株当たり1スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株である。2025年7月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド(約7,917万円)および6,250万ユーロ(約106億7,188万円)である。

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)およびユーロの円貨換算は、2025年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=197.93円、1ユーロ=170.75円)による。以下同じ。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とする。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。ダイワ外貨MMFおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにダイワ外貨MMFの資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。管理会社は、ポートフォリオの資産の投資について管理会社に運用業務を提供する投資運用会社としてダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドを任命している。

管理会社は、随時改訂される管理会社および受託会社の間で締結された2019年1月21日付改訂・再録信託証書(以下「信託証書」という。)の終了まで、管理会社として行為するものとするが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有する。()管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または()十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または()受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、()の場合には直ちに、()および()の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命するが、信託証書を終了し、ダイワ外貨MMFを解散することもできる。アイルランド中央銀行は、管理会社を、退任させるかまたは交替させることができる。管理会社は、自己の故意による違法行為または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ダイワ外貨MMFまたは受益者に対し責任を負わない。特に、管理会社は、投資運用会社またはその投資顧問会社の助言により善意により行うことについて責任を負わない。管理会社は、管理会社がその職務の適切な遂行において、(管理会社の過失または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてダイワ外貨MMFに対し、賠償責任を負わない。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていない(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。)。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社は、日本における販売会社をダイワ外貨MMFの販売会社として任命している。

また、管理会社はファンドの管理事務の業務および機能も担う。管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および投資方針を考慮した上で、ファンドの一般的な管理運用業務および随時改訂される2013年欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則(2013年法律第257号)の確実な遵守(投資対象および投資方針を考慮しながら、ポートフォリオの資産の投資および再投資を含む。)につき責任を負う。管理会社は、投資運用契約に従い、ポートフォリオに関するポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能の一部を、投資運用会社に委託した。

管理会社は、法律上および営業上、投資運用会社から独立しており、かかる委託を受けた者らと管理会社の間にはいかなる関係も存在しない。

管理会社は、その意思決定手続および組織構造がファンドの受益者を確実に公平に取り扱うよう確保する。

受益者の公平な取扱い

管理会社は、その全ての決定において、ファンドの受益者を公平に取り扱うよう確保し、また、管理会社が一または複数の受益者を優先的に取り扱うことが、他の受益者に全体的に重大な不利益を生じさせないよう確保するものとする。

管理会社は、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努める。ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ファンドの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされる。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、かかる買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとする。

2025年7月末日現在、管理会社は、アイルランド籍およびルクセンブルグ籍の契約型投資信託および投資法人6本（サブ・ファンド8本）（純資産総額：2,745,989,632.81米ドル、369,201,710,115円、1,322,899,091.20ノルウェー・クローネ、39,568,389.36ユーロ）の管理および運用を行っている。

設立国	基本的性格	サブ・ファンドの本数	純資産総額
アイルランド	契約型投資信託（MMF）	1	2,646,177,025.28米ドル
アイルランド	契約型投資信託	4	99,812,607.53米ドル
			369,201,710,115円
			1,322,899,091.20ノルウェー・クローネ
ルクセンブルグ	投資法人	3	39,568,389.36ユーロ

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事および与えることが予想される事実はない。

[前へ](#)[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所は下線で示します。

表紙

< 訂正前 >

（前 略）

届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額

USドル・ポートフォリオ

100億アメリカ合衆国ドル(約 1 兆4,257億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2025年 4 月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 米ドル = 142.57円)による。

（後 略）

< 訂正後 >

（前 略）

届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額

USドル・ポートフォリオ

100億アメリカ合衆国ドル(約 1 兆4,939億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2025年 7 月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 米ドル = 149.39円)による。

（後 略）

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

< 訂正前 >

USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約 1 兆4,257億円)を上限とする。

(注 1) 米ドルの円貨換算は、便宜上2025年 4 月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 米ドル = 142.57円)による。

(後 略)

< 訂正後 >

USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約 1 兆4,939億円)を上限とする。

(注 1) 米ドルの円貨換算は、便宜上2025年 7 月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 米ドル = 149.39円)による。

(後 略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概況

(ホ)大株主の状況

< 訂正前 >

(2025年4月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

< 訂正後 >

(2025年7月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

3 投資リスク

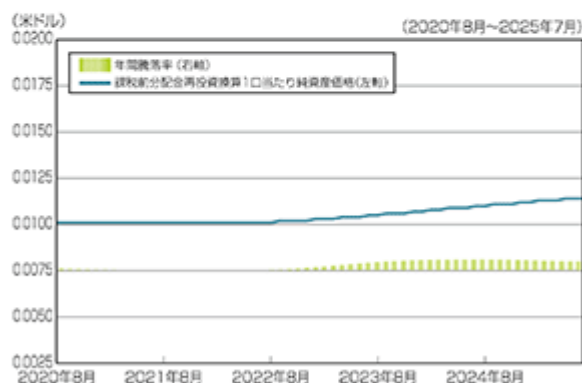
リスクに関する参考情報

以下の内容に更新されます。

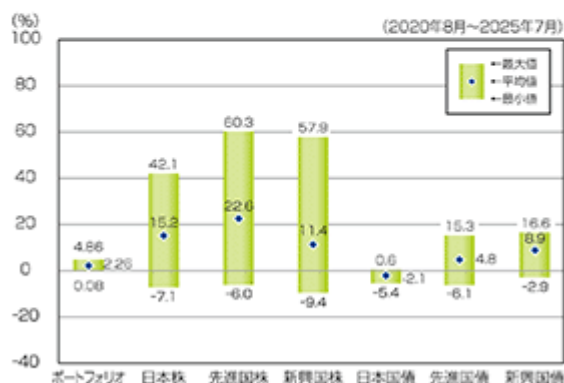
下記のグラフは、ポートフォリオと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ポートフォリオおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフは、ポートフォリオの過去5年間に於ける分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の推移を表示しています。分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2019年8月末の1口当たり純資産価格を起点として、分配金（税引前）を分配時にポートフォリオへ再投資したものとみなして計算したものです。

ポートフォリオの課税前分配金再投資換算
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

USドル・ポートフォリオ



ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較



出所：投資運用会社、Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所
外国法共同事業が作成

※各資産クラスは、ポートフォリオの投資対象を表しているものではありません。

※ポートフォリオの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にポートフォリオへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ポートフォリオの年間騰落率は、受益証券の基準通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

○各資産クラスの指数

日本株…TOPIX（配当込み）

先進国株…FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株…S&P 新興国総合指数

日本国債…ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債…FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債…FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。